

各地方整備局総務部長 殿

大臣官房地方課長
(公 印 省 略)

「建設コンサルタント業務等の発注に当たっての建設コンサルタント等の
選定方法等について」の一部改正について

「建設コンサルタント業務等の発注に当たっての建設コンサルタント等の選定方法等について」(平成27年3月6日付け国地契第92号)の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

記1. 中「設計共同体」を「組合(設計共同体を含む。2.(3)において同じ。)」に、「に掲げる取り扱いを行う」を「のとおりに扱う」に改める。

記2. を次のように改める。

2. 基準

以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現

に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

記4. (1)中「競争契約入札心得」の下に「(「競争契約入札心得について」(平成24年3月19日国官会第3170号、国地契第90号、国北予第35号)の別紙をいう。以下同じ。)」を加え、「(基準該当者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)」を削り、同(3)中「(基準該当者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)」を削る。

記5. 中「こと。」を「するものとする。」に改める。

附 則

この通達は、平成29年4月1日以後に入札手続を開始する建設コンサルタント業務等について適用する。